

ご記入後、FAXもしくはメールを
お願い致します。

FAX 03-6273-7256
MAIL info@atonce-daikanyama.jp

本通知書提出後は解約日の変更、解約の取り消しは原則できません。
解約日が確実に決まりましたら下記に必要事項を記入のうえ弊社宛にご送付ください。
この通知書が弊社へ届いた日より契約内容の解約期間起算日とします。

貸室解約通知書

貸主様

私は現在賃借中の下記物件について下記解約日をもって賃貸借契約を解約し本物件を明け渡したくご
通知いたします。尚 明け渡しに際しては公共料金等を清算し家財一切を搬出し鍵（複製鍵を含む）を
すべて返却いたします。

万一不履行の場合は賃貸借契約書に基づきいかなる処置を取られても異議を申し立て致しません。

記 入 日	年 月 日
物 件 名	建物名..... 号室 住所.....
解 約 理 由	
解 約 期 限 日年 月 日まで賃料等をお支払い致します
明 渡 日 (引っ越し日)	※明渡当日は弊社担当が立ち会い鍵の返却を受けます ※明渡書に署名・捺印をいただきますので認印をご用意下さい年 月 日 午前・午後 : .. に部屋を明渡致します
契 約 者	法人の場合、法人名..... 氏名..... (印) TEL..... FAX..... メール.....
敷 金 返 還 振 込 先	銀行名..... 支店名..... 口座種類 普通・当座..... 口座番号..... 名義人..... (フリガナ)
移 転 先	住所..... 連絡先.....

株式会社アットワンス 渋谷区代官山町13番8号 TEL: 03-6273-7255 FAX: 03-6273-7256
MAIL: info@atonce-daikanyama.jp

退去までの流れ、注意事項

(1) 退去（解約）の決定

退去（解約）には契約書記載の解約通知期間（1ヶ月～6ヶ月前）が必要です。
事前に契約書をご確認いただき退去までの通知期間以上前までに退去の受付処理を行ってください。

(2) 退去の申込・受付

①まずは弊社までご連絡ください。

②ご連絡後、解約通知書のご記入とご提出をお願い致します。

・解約通知書は弊社より郵送、FAX、メール、弊社ホームページからもダウンロードできます。

(3) 退去の打ち合わせ

退去受付後、お客様と契約終了日・退去立会日時等について打ち合わせをさせていただきます。

(4) 公共料金等の精算連絡・郵便物などの転送手続き・火災保険の解約手続き

電気・ガス・水道などの使用料金の精算と、閉栓手続きを退去日までに済ませてください。火災保険の解約手続きも行ってください。（電話・新聞を契約されている場合も同様です。）

また、新住所あての郵便物などの転送手続きもお早めに行ってください。

ご加入の火災保険については、別途、解約のお手続きが必要です。お手元の保険証券をご覧頂き、ご加入の保険会社もしくは代理店へご連絡をお願いいたします。

(5) 退去の立会

お客様立会いのもと、原状回復箇所を確認いたします。なお、原状回復工事は貸主指定業者にて施工いたします。後日、原状回復費用の見積りをご確認いただき、敷金より精算いたします。また未納家賃がある場合も同様とします。また敷金を超える場合は不足分をお支払いいただきます。

※引っ越しが完了し、室内に何も無い状態にて立会いをお願いいたします。

※立会いの際にお預けした鍵等（複製含む）をすべてご返還していただきます。

(6) 原状回復工事

弊社にて工事の完了確認をいたします。

※事業用物件の場合は、契約期間内に原状回復工事を行い、工事完了をもって明渡しとなります。予め弊社担当者と打ち合わせをお願い致します。

(7) 退去の精算

原状回復が終了しご返金額がある場合は契約書に従ってお客様の指定口座へ精算金をお振込いたします。

※ご注意点

・退去申込後の変更、取り消しはお受けいたしかねる場合がございます。

・弊社に解約通知書が到着した日が起算日となります。

・解約通知期間に更新が到来する場合は更新料及び更新事務手数料が発生いたします。または即時解約を行うことも可能です。

・公共料金等の停止手続きや火災保険の解約手続きをお忘れの場合は料金が発生する可能性があります。

・退去時に残置物やゴミ等がある場合は別途処分費が発生します。

・明渡し日（立合日もしくは鍵をご返却頂いた日）が解約予定日より遅延した場合は、賃貸借契約書に従い、損害金等をご請求させて頂く場合がありますのでご注意ください。

ご不明点は弊社までお問い合わせください。

株式会社アットワンス 東京都渋谷区代官山町13番8号 連絡先 03-6273-7255